第7条(公文書の公開義務)関係

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、公開請求に係る公文書について、原則公開の考え方に基づく公開義務を定めたものである。

【解説】

- 1 公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合の実施機関の義務については明示していないが、非公開情報に関する規定は、公開することの利益と公開することにより損なわれてはならない個人または法人等の正当な利益や行政事務の適正な遂行等の利益との調整を図るものであるから、第9条の規定により公益上の理由による裁量的公開を行う場合を除き、実施機関は、非公開情報を公開してはならないこととなる。
- 2 本条および第9条の公開・非公開の基準は、平成12年7月1日以後に作成し、または取得した公文書について適用され、同日前に作成し、または取得したものについては、旧条例第7条の公開・非公開の基準によるものである(附則第3項)。

【運用】

1 公文書の公開の可否の第1次決定

公文書の起案に当たっては、当該公文書について公開の請求があった場合の公開の可否の判断の参考とするため、「公文書の公開の可否の第1次決定実施要領」に従い、第1次決定を行う。

2 著作権法との調整

地方公共団体の情報公開条例に基づき、写しの交付を必要な限度で行うことは、複製権を侵害することにはならない(著作権法第42条の2)など、公文書公開制度と著作権法上の権利との間では、一定の調整が図られている(「行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による改正。ただし、平成13年4月1日施行)。

第1号(個人情報)関係

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令もしくは他の条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にする ことが予定されている情報
 - 口 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると 認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員および職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員および職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の職および氏名に係る情報にあっては、公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るものその他の公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。)

【趣旨】

- 1 本号は、個人のプライバシーその他の正当な権利利益を保護する趣旨で設けられたものである。
- 2 プライバシーの具体的内容および範囲は、法的にも社会通念上も必ずしも明確でなく、個人の価値観により見解が分かれることが少なくない。このため、本号では、個人の尊厳および基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーが最大限に保護されるよう、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものは、プライバシーに該当するか否かの判断を行わずに原則として公開しないこととした。その上で、個人の権利利益を侵害せず非公開とする必要のないものや個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越するため公開すべきものを、本号ただし書で例外的に非公開情報から除くこととした。

【解説】

- 1 「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的 創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報、その他個人と の関連性を有するすべての情報を意味する。具体的には、思想、宗教、身体的特徴、健 康状態、家族構成、職業、学歴、住所、財産の状況、所得その他一切の個人に関する情 報をいう。
- 2 個人に関する情報であっても、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、本条第 2号で判断することとしたので、本号の個人に関する情報の範囲から除外するものであ る。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは直接関係のない情 報(家族構成等)は、本号に含まれる。
- 3 「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」とは、氏名、住所、生年月日等の記載から直接的に特定の個人を識別することができる情報のほか、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、間接的に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。
- 4 個人の氏名等が記録されている公文書であっても、氏名等を削除することにより、公 にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、本号に該当しな いものとして氏名等を除いた部分を公開しなければならない(第8条第2項)。
- 5 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、未公表の著作物など、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれのある情報のほか、カルテ、反省文などの個人の人格権と密接に関わり、その流通の範囲を当該個人がコントロールすべき情報をいう。

6 ただし書イについて

- (1)「公にされ……ている情報」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報をいう。法令の規定により公にされている情報としては、商業登記簿に登記されている法人の役員名等があり、慣行として公にされている情報には、受彰者名簿、審議会の委員名簿等がある。
- (2)「公にすることが予定されている情報」には、公にされることが時間的に予定されているもののみならず、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

7 ただし書口について

- (1)「人の生命、健康、生活または財産を保護するため」とは、「人の生命、健康、生活または財産」に現実に被害が発生している場合に限られず、これらの法益が侵害されるおそれがある場合を含む。
- (2)「公にすることが必要であると認められる」かどうかの判断は、非公開により保護される第三者の利益と公開により保護される利益(人の生命、健康、生活または財産の保護)の双方について、それぞれの利益の具体的性格を慎重に検討した上で比較衡量することによって行う。

- (3) ただし書口に該当すると認められる第三者に関する情報が記録された公文書を公開しようとする場合には、当該第三者の権利利益を保護するための手続をとらなければならない(第14条第2項、第3項)。
- 8 ただし書ハについて
- (1)「公務員等」とは、国家公務員、独立行政法人等の役員および職員、地方公務員、地方独立行政法人の役員および職員等をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。したがって、国会議員、地方議会議員および附属機関の委員もこれに含まれるが、懇話会の委員等公務員としての地位を有しない者は含まれない。
- (2)「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその地位に基づいて所掌する事務を遂行 したことにより記録される情報をいう。したがって、職員としての身分取扱いや給与 等の情報は、当該公務員等にとっては、職務の遂行に係る情報には当たらないもので ある。
- (3)「公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るもの」を除いたのは、警察職員(警察法第34条第1項および第55条第1項に規定する職員をいう。)は、一般的に、職務の特殊性から、氏名を公にすることにより当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるが、特にそのおそれが大きいものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員については、氏名を公開しないこととしたものである。
 - (参考)福井県情報公開条例施行規則(H14福井県公安委員会規則第2号) (氏名を非公開とする職)
 - 第3条 条例第7条第1号ハの公安委員会規則で定める職は、階級が警部補以下である警察官をもって充てる職およびこれに相当する職員をもって充てる職とする。
- (4)「公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」とは、当該公務員等が担当する職務内容等により、その職および氏名を公にすると、当該公務員等の私生活が公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされるおそれがあるもの等をいう。
- 9 情報公開制度は何人にも公開する制度であり、本号においても公開請求者がだれであるかによる区別を設けていない。したがって、特定の個人に関する情報が記録されている公文書について本人から公開請求があっても、本人以外の者からの請求と同様、公開することはできない。

なお、このことは、この条例の規定による公開ができないということにすぎず、当該本人に対する適切な情報の提供までを禁止しているものでない。

第2号(法人等事業情報)関係

(2) 法人その他の団体(県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。) に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

本号は、公にすることにより、自由な経済活動が認められている法人等または事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがある情報は原則として公開しないこととし、公益上の観点から、公にすることの利益が優越するものについては例外的に公開することとしたものである。

- 1 「法人その他の団体」とは、営利法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人その他の法人格を有する団体のほか、法人格は有しないが団体としての規約を有し、かつ、代表者の定めのある団体(いわゆる権利能力なき社団等)をいう。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人等および地方独立行政法人は除かれ、これらに関する情報については他の非公開情報の規定で判断されることになる。
- 2 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業 のほか、農業、林業等を営む個人をいう。
- 3 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいうが、その事業活動と直接関係のない個人に関する情報(事業主の家族構成等)は、本号に該当せず、第1号で判断するものである。
- 4 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のよう な情報をいい、財産的利益に限らず、非財産的利益についても保護の対象となる。
- (1)生産技術、営業、販売のノウハウ等に関する情報であって、公にすることにより、 法人等または事業を営む個人の事業活動が損なわれるおそれがあるもの
- (2) 人事、財務、労務等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等または事業を営む個人の事業運営が損なわれるおそれがあるもの
- (3) その他公にすることにより、法人等または事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等(宗教法人の信教の自由、学校法人の学問の自由等を含む。) が損なわれるおそれがある情報
- 5 ただし書については、第1号ただし書口の解説を参照のこと。

第3号(犯罪捜査等情報)関係

(3)公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全と秩序を維持する活動の有効かつ効率的な執行を確保するため、公にすることにより、これらに支障を及ぼすおそれのあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報は公開しないことを定めたものである。

本号では、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行等の刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に限定する趣旨である。したがって、風俗営業の許可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する情報は、主として第4号により公開・非公開が判断されることになる。

【解説】

- 1 「犯罪」とは、刑事犯、行政犯を問わず、刑を科せられるべき違法行為をいい、刑以 外の制裁措置が科せられるべき違法行為である「行政上の義務違反」とは区別される。
- 2 「その他の公共の安全と秩序の維持」には、犯罪の予防、鎮圧または捜査等の他に社会生活に必要な法規範その他の秩序規範等が害されないように保護し、それに対する障害を除去することなどが含まれる。
- 3 「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序を 維持する警察活動が阻害され、もしくは効率的に行われなくなり、またはその可能性が あることをいう。
- 4 「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」と規定したのは、本号に該当する情報については、その性質上、公開または非公開の判断を行うに当たり、専門的・技術的な判断を要するなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか(「相当の理由」があるか)どうか審査・判断するのが適当であるとするものである。

〔具体例〕

- 覚せい剤原料保管場所の届出書
- 〇 麻薬管理者免許申請書(麻薬保管庫設置場所)
- 犯罪に関する情報提供者、被疑者、捜査員等についての情報

第4号(行政規制情報)関係

(4) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う防災、 衛生、営業、交通等に係る規制に関する情報であって、公にすることにより、人の生 命、健康、生活または財産の保護に支障を及ぼすおそれのあるもの

【趣旨】

本号は、人の生命、健康、生活または財産の保護といった公共の安全と秩序の維持のうち、前号に規定する犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたもの以外で、公にすることにより、これらに支障を及ぼすおそれのある情報は公開しないことを定めたものである。

本号に該当する情報は、第7号にも該当する場合が多いと考えられるが、公にすることによって、事務執行を阻害することはなくとも、人の生命、健康等の保護に支障を及ぼすこととなるものが考えられることから、独立した非公開情報としたものである。

- 1 「人の生命、健康、生活または財産」には、人の地位、名誉、自由等を含み、「保護」とは、それらを危険から保護し、または当該危険を除去することをいう。
- 2 「防災、衛生、営業、交通等に係る規制」とは、風俗営業の許可、伝染病予防、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等のいわゆる行政警察に関する規制をいう。

第5号(任意提供情報)関係

(5) 個人または法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報であって、個人または法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

個人および法人等に関する情報の中には、一般にはまだ知られていない情報、内部管理情報、特定の情報源から得た情報等、通例、他人に提供されないか、または公にしないことを前提としなければ他人に提供されないものがある。このような情報を実施機関が保有していることのみを理由として、当然に他人に対しても公開されるとするのは合理的でない。

本号では、このような情報について一定の要件を満たすものは、公開しないこととした ものである。したがって、任意に提供された情報のすべてが本号に該当するというもので はない。

- 1 「個人」には、事業を営む個人も含まれる。また、「法人等」には県、国および他の地方公共団体は含まれない。
- 2 「実施機関の要請を受けて」とは、実施機関が事務または事業を実施する上で必要であるため、個人または法人等に依頼し、提供された場合をいい、個人または法人等から自発的に提供された場合は含まない。
- 3 「公にしないことを条件として」とは、個人または法人等が非公開の条件を一方的に付しただけでは足りず、実施機関が当該条件を了承していることが必要である。
- 4 「任意に提供した情報」には、実施機関が情報の提供を求める法的権限を有しており、 その権限を行使することにより提供された情報は該当しない。
- 5 「個人または法人等における通例として」とは、当該個人または法人等が公にしない ことが通例であると主張しさえすれば足りるわけではなく、当該個人または法人等が属 する社会、業界、業種等の通常の慣行に照らして、非公開とすることが通例であるかど うかを判断する。
- 6 ただし書については、第1号ただし書口の解説を参照のこと。

第6号 (審議・検討等情報) 関係

(6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報が公にされると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれる場合がある。また、未成熟な情報が公にされ、または情報が尚早な時期に公にされると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、または土地の投機を助長するなどして特定のものに利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあり得る。

本号は、このような情報について、公開しないことを定めたものである。

【解説】

1 「県」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議会およびこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含み、実施機関であるなしを問わない。

「国および他の地方公共団体」についても同様である。

- 2 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間」とは、それぞれの内部のほか、県と国、県と独立行政法人等、県と他の地方公共団体、県と地方独立行政法人、国と他の地方公共団体、国と独立行政法人等、国と地方独立行政法人、他の地方公共団体と他の地方公共団体、他の地方公共団体と独立行政法人等、他の地方公共団体と地方独立行政法人、独立行政法人等と地方独立行政法人の相互間をいう。
- 3 「審議、検討または協議に関する情報」には、審議、検討または協議に当たって行われる調査、研究、意見調整、打合せ、照会、回答等が含まれる。
- 4 それぞれの「おそれ」があるかどうかは、それぞれの支障が「不当」にもたらされる ものであるかどうかを、説明責務の観点から公開することの利益と、非公開とすること の利益とを比較衡量することにより判断しなければならない。したがって、公開するこ との利益をしんしゃくしても、なお、公開のもたらす支障が重大な場合で、非公開とす ることに合理性が認められる場合に、初めて、非公開となるものである。

第7号(事務執行情報)関係

- (7) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - 二 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、公にすることにより、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は公開しないことを定めたものである。

- 1 「県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業」には、これらの団体が行うすべての事務または事業が含まれる。
- 2 「事務または事業の性質上」とは、当該事務または事業の内在的性格に照らして保護 に価する場合にのみ非公開にし得るということを明確にする趣旨である。
- 3 「当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかの判断に 当たっては、次の点に留意しなければならない。
- (1)「当該事務または事業」は、同種のものが反復されるような性質の事務または事業にあっては、将来行われる同種の事務または事業を含むものであること。
- (2)「適正」という要件を判断するに際しては、公開のもたらす支障のみならず、公開のもたらす利益も比較衡量しなければならないこと。
- (3)「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものでなければならないこと。
- (4)「おそれ」については、抽象的な可能性では足りず、法的保護に価する程度の蓋然性 がなければならないこと。
- 4 イからホは、限定列挙ではなく、公開により事務または事業の適正な遂行に支障を及

ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項を例示したものである。したがって、イからホに掲げられた事務以外の事務または事業に関する情報も本号の対象となり、また、イからホに掲げられた事務についても、それぞれに掲げられた支障以外の支障が生ずる場合を除外する趣旨ではない。

第8号(法令秘情報)関係

(8) 法令もしくは他の条例の定めるところによりまたは実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令または他の条例の定めるところにより公にすることができない情報は、この条例によっても公開できないことを確認的に規定するとともに、国の機関からの法的拘束力を持った指示により公にすることができない情報についても、公開しないことを定めたものである。

【解説】

- 1 「法令」とは、法律および政令、府令、省令、その他国の機関が定めた命令をいう。
- 2 「法令もしくは他の条例の定めるところにより」公にすることができないと認められる情報とは、法令または他の条例の明文の規定により公にすることが禁止されている情報をはじめ、他目的使用が禁止されている情報、個別法による具体的な守秘義務が課せられている情報、手続の非公開が定められている情報等法令または他の条例の趣旨および目的から公にすることができないと認められる情報をいう。

〔具体例〕

- 指定統計調査票(統計法第15条)
- 統計調查調查票(福井県統計調查条例第7条)
- 地方税に関する調査で知り得た秘密(地方税法第22条)
- 公害審査会の調停委員会会議録(公害紛争処理法第37条)
- 3 「実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示」とは、法定受託事務における 各大臣からの指示(地方自治法第245条の7)等法的拘束力のあるものをいう。

第8条(公文書の一部公開)関係

(公文書の一部公開)

- 第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 公開請求に係る公文書に前条第1号に掲げる情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

- 1 本条第1項は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合であっても、当該公文書の全体について非公開とするのではなく、原則として、非公開情報が記録された部分を除いて一部公開しなければならない旨を定めたものである。
- 2 第2項は、個人に関する情報が記録された公文書の一部公開について定めたものである。

- 1 「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき」とは、 非公開情報が記録された部分とそれ以外の部分とを区分することが容易で、しかも、非 公開情報が記録された部分を物理的に除くことが技術的にも容易な場合をいう。
- 2 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非公開情報が記録されている部分を除いた部分が、それ自体としては無意味な文字や数字のみとなる場合等をいう。
- 3 「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の記載を削除して特定の個人が識別されないようにすることにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。
 - なお、未公表の著作物やカルテなどの個人識別性のある部分を除いても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報には、第2項の適用はない。
- 4 「同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」とは、本来、個人に関する情報は、個人識別性のない部分も含めて全体として第7条第1号の非公開情報に該当するものであるが、個人識別性のない部分については、非公開情報とは取り扱わないということである。

【運用】

- 1 「有意の情報」かどうかについては、実施機関の見解と公開請求者の見解が異なる場合もあることから、「有意の情報」ではないと明確に判断できる場合以外は、一部公開を行うか、必要に応じて請求の趣旨を公開請求者に確認することが望ましい。
- 2 一部公開の方法
- (1) 文書または図画(次の(2) に掲げるものを除く。)
 - ア 公開しない部分がページ単位となっている場合
 - (ア)ページ単位でとりはずしが容易なものについては、公開しない部分をとりはずして、公開する部分のみを公開する。
 - (イ) 袋とじを行ったもの、割印が押印されているもの、用紙の表裏に記載されているものなど、とりはずしが困難なものについては、公開する部分のみを複写機で 複写する、公開しない部分に袋をかけて遮へいするなどの方法により、公開する 部分のみを公開する。
 - イ 公開する部分と公開しない部分とが同一のページに存在している場合
 - (ア)公文書を複写機で複写し、公開しない部分を黒マジック等で塗りつぶし、それ を再度複写機で複写したものを公開する。
 - (イ) 公開しない部分を遮へい物で覆って複写機で複写したものを公開する。
- (2) マイクロフィルム、写真フィルムおよびスライド
 - ア 用紙等に印刷・印画したものを閲覧に供し、または交付する場合 (1)に準じて行う。
 - イ 公開しない部分が存在する場合は、原則として、映写の方法による閲覧は行わない。
- (3) 電磁的記録
 - ア 用紙に出力した物またはそれを複写した物を閲覧に供し、または交付する場合 (1)に準じて行う。
 - イ 公開しない部分が存在する場合は、原則として、再生したものの閲覧等による公 開または電磁的記録媒体に複写した物の交付による公開は行わない。

第9条(公益上の理由による裁量的公開)関係

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第7条第8号に該当するものを除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

【趣旨】

本条は、非公開情報が記録されている公文書であっても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的公開を行うことができることを定めたものである。

- 1 第7条各号に定める非公開情報は、非公開により保護される利益と公開により保護される利益を比較衡量した上でなお非公開とする必要性が認められるものであるので、これらが記録されている公文書を公開することはできない。しかし、このような非公開情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては公開することに優越的な公益があると認められる場合があり、本条は、実施機関の高度な行政的判断により非公開情報を裁量的に公開することを可能とするものである。
- 2 第7条第8号に該当する情報(法令秘情報)は、法令等により公開が禁止されている 情報であり、裁量的公開を行う余地がないことから、本条の対象から除かれているもの である。
- 3 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、第7条第1号(個人情報)のただし書口などに規定されている人の生命、健康等の個人的な法益保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性のある場合をいう。

第10条(公文書の存否に関する情報)関係

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

【趣旨】

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等をすべきであるが、本条は、その例外として、公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することができる場合について定めたものである。

【解説】

- 1 「公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」とは、特定の個人の病歴に関する情報や分野を特定した実施前の試験問題に関する情報等、公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより、本来非公開情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。
- 2 本条の適用が必要な類型の公開請求については、実際に公文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければならない。

【運用】

- 1 本条は、公開請求に対する応答の例外規定であるから、適用に当たっては、その妥当性を慎重に検討する必要がある。
- 2 本条を適用する場合も非公開決定を行うことになるので、その公文書非公開決定通知 書においては、本条を適用する旨を明示して通常の非公開決定と区別できるようにする とともに、公文書が仮に存在するとした場合にどの非公開情報に該当するかを記載する ものとする。